

平成 30 年 9 月 13 日

各 位

株式会社 北國銀行

## 「信託業務」の開始について

株式会社北國銀行（頭取 安宅 建樹）は、お客さまの相続や円滑な資産承継ニーズにお応えするために、北陸地区の地方銀行として初めて、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条にもとづく信託業務の兼営の認可を取得いたしました。

当行ではこれまで信託代理店として信託関連サービスを提供してまいりましたが、今後は本体業務として相続に関連した遺言信託、遺産整理業務および金銭信託（遺言代用信託）の取扱いを開始いたします。遺言書の作成サポートや相続手続きの代行等を当行行員が直接行うことにより、高齢化社会の進展を機に高まっている地域のお客さまの相続や資産承継に関するニーズに迅速に対応し、円滑な資産移転のサポートに努めてまいります。

当行では今後も地域のニーズにお応えできるよう、サービスの充実に取り組んでまいります。

記

### 1. 取扱開始予定日

平成 30 年 10 月 1 日（月）

### 2. 取扱業務・商品

取 扱 業 務 ・ 商 品	業 務 ・ 商 品 内 容
遺 言 信 託	お客さまの遺言書の作成サポート、遺言書保管、遺言の執行を行います。
遺 産 整 理 業 務	相続手続きにおいて、お客さまに代わって煩雑な相続手続きを当行が代行いたします。
金 銭 信 託 （ 遺 言 代 用 信 託 ）	相続発生後、お客さまが指定した配偶者や相続人さまが、簡単なお手続きで一時金の受取りや決められた期間で定額金が受け取りできる商品です。

### 3. ご相談窓口

全営業店

（営業店でお客さまの相談を受け、専門部署の担当者をご紹介します。）

以 上